東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程

平成１６年４月１日制定
東大医科研規則第１２号
改定　平成１８年　３月３０日
平成１９年　３月２６日
平成２０年　３月２５日
平成２１年　３月２６日
平成２５年　９月２６日
平成２７年　３月２６日
平成２８年１２月１５日
平成２９年　３月２２日
平成３１年　３月２２日
令和　２年　３月２６日
令和　６年　１月２５日
令和　７年　３月２７日

（目的）

第１条　この規程は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成１６年医科研規則第１号。以下「就業規則」という。）第２１条の規定に基づき、定年により退職した教職員の再雇用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条　再雇用の対象となる教職員（東京大学医科学研究所教員の就業に関する規程（平成１６年医科研規則第８号）第２条に定める大学教員は除く。）は、次の各号に定める者のうち再雇用を希望する者とする。ただし、就業規則第２２条の解雇の事由に該当する者は除く。

(1) 再雇用する年度の前年度に定年退職した者

(2) 本学を定年退職後又本学に再雇用され退職した後、引き続き東京大学医科学研究所特定有期雇用教職員の就業に関する規程（平成１６年医科研規則第５号）又は東京大学医科学研究所特定短時間有期雇用教職員の就業に関する規程（平成１６年医科研規則第２５号）により特任専門員又は特任専門職員として本学に雇用され、任期満了により退職した者

（再雇用の方法）

第３条　再雇用は、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため、１年を超えない範囲内の期間（３月３１日までの期間に限る。以下同じ。）を定めて採用により行うものとする。

（試用期間）

第４条　再雇用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）には、試用期間を設けないものとする。

（再雇用の終了及び更新）

第５条　第３条により定められた期間又は次項の規定により更新された再雇用の期間が満了した場合は、当該再雇用は終了するものとする。

２　再雇用教職員が希望するときは、１年を超えない範囲内の期間を定めて再雇用を更新することができる。この場合においては、第２条ただし書及び第３条の規定を準用する。

（再雇用の上限年齢）

第６条　第３条及び前条第２項による期間の定めの上限は、満６５歳に達する日以後における最初の３月３１日を超えることはできない。

（休暇）

第７条　定年退職に引続き再雇用教職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

２　第５条第２項により再雇用が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

（その他の勤務時間、休暇等）

第８条　再雇用教職員の勤務時間･休暇等に関する事項については､前条に定めるもののほか、東京大学医科学研究所教職員勤務時間、休暇等規則（平成１６年医科研規則第２号）を準用する。

（給与）

第９条　再雇用教職員の給与に関する事項については、本条に別段の定めがある場合を除き、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成１６年医科研規則第４号。以下「給与規則」という。）を準用する。

２　再雇用教職員（東京大学における高度学術専門員及び高度学術専門職員に関する規則（平成２９年３月２２日東大規則第７９号）に規定する高度学術専門員及び高度学術専門職員を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）の俸給月額並びに給与規則を準用する場合の俸給表及び職務の級の適用については、別途定めるものとする。

３　再雇用教職員には、給与規則第４章諸手当に規定する、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、支給しない。

４　６月１日及び１２月１日にそれぞれ在職する再雇用教職員には、再雇用者期末手当及び再雇用者勤勉手当を夏季及び冬季に支給する｡当該手当の支給日､支給額その他必要な事項は、別途定める。

（退職手当）

第１０条　再雇用教職員には、退職手当を支給しない。

（懲戒）

第１１条　再雇用教職員について、定年退職となった日までの引き続く教職員としての在職期間中の行為が､就業規則第３８条の懲戒の事由に該当したときは､懲戒に処すことができる。

（研修出向）

第１２条　再雇用教職員には、東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成１６年医科研規則第１４号）は適用しない。

（就業規則の準用）

第１３条　再雇用教職員には、この規程の定めるもののほか、就業規則（第３条、第８条、第１１条、第１２条、第１３条第３項及び第４項、第１４条第１項第４号、第１８条、第１９条並びに第５１条を除く。）を準用する。この場合において、同規則第１３条第１項中「配置換、兼務及び出向」とあるのは、「配置換及び兼務」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第６条の規定にかかわらず、生年月日が次表に定めるもののいずれかに該当する者の第３条第１項及び第５条第１項ただし書による期間の定めの上限は、次表の各生年月日に対応する上限年齢に達する日以後における最初の３月３１日以前でなければならない。

生　　年　　月　　日	上限年齢
昭和１８年４月２日～昭和２０年４月１日	満６２歳
昭和２０年４月２日～昭和２２年４月１日	満６３歳
昭和２２年４月２日～昭和２４年４月１日	満６４歳

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年１０月１日から施行する。ただし、改正後の東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程第９条の規定は、平成２６年４月１日以降に新たに再雇用教職員となる者について適用する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。